

三次市教育委員会報告 2

三次市立学校財務事務等取扱要綱等の一部を改正したため、次のとおり報告します。

令和 6 年 3 月 2 8 日

三次市教育委員会
教育長 迫 田 隆 範

三次市立学校財務事務等取扱要綱等の一部を改正する告示

(三次市立学校財務事務等取扱要綱の一部改正)

第 1 条 三次市立学校財務事務等取扱要綱（平成 2 1 年三次市教育委員会告示第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 2 項中「教育委員会学校教育課長」を「教育部学校教育課長」に改める。

(三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱の一部改正)

第 2 条 三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱（平成 2 1 年三次市教育委員会告示第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「教育委員会学校教育課」を「教育部教育企画課」に改める。

(三次市キャリア教育推進委員会設置要綱の一部改正)

第 3 条 三次市キャリア教育推進委員会設置要綱（平成 1 8 年三次市教育委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「教育委員会学校教育課」を「教育部学校教育課」に改める。

(三次市教科用図書採択地区の採択事務に関する規約の一部改正)

第4条 三次市教科用図書採択地区の採択事務に関する規約（平成16年三次市教育委員会告示第40号）の一部を次のように改正する。

第11条中「教育委員会学校教育課」を「教育部学校教育課」に改める。

（三次市学校LAN運営委員会設置要綱の一部改正）

第5条 三次市学校LAN運営委員会設置要綱（平成20年三次市教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

第9条中「教育委員会学校教育課」を「教育部学校教育課」に改める。

（三次市学校給食食材安定調達連絡協議会設置要綱の一部改正）

第6条 三次市学校給食食材安定調達連絡協議会設置要綱（令和3年三次市教育委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

第6条中「教育委員会学校教育課」を「教育部学校教育課」に改める。

（三次市こども応援センターの設置及び運営に関する要綱の一部改正）

第7条 三次市こども応援センターの設置及び運営に関する要綱（平成18年三次市教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中「教育委員会学校教育課」を「教育部学校教育課」に改める。

（三次市学校支援ネットワーク設置要綱の一部改正）

第8条 三次市学校支援ネットワーク設置要綱（平成24年三次市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第7条中「教育委員会学校教育課」を「教育部学校教育課」に改める。

（三次市幼保小連絡協議会設置要綱の一部改正）

第9条 三次市幼保小連絡協議会設置要綱（平成21年三次市教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「教育委員会学校教育課」を「教育部学校教育課」に改める。

（学力向上総合対策協議会設置要綱の一部改正）

第10条 学力向上総合対策協議会設置要綱（平成24年三次市教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会学校教育課」を「教育部学校教育課」に改める。

（三次市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部改正）

第 1 1 条 三次市放課後子ども教室推進事業実施要綱（平成 3 1 年三次市教育委員会告示第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「文化と学びの課」を「社会教育課」に改める。

（三次市地域部活動検討委員会設置要綱の一部改正）

第 1 2 条 三次市地域部活動検討委員会設置要綱（令和 3 年三次市教育委員会告示第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「教育委員会学校教育課」を「教育部学校教育課」に改める。

（三次市立三次小学校整備事業に関する検討委員会設置要綱の一部改正）

第 1 3 条 三次市立三次小学校整備事業に関する検討委員会設置要綱（令和 4 年三次市教育委員会告示第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「教育委員会学校教育課」を「教育部教育企画課」に改める。
。

（三次市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の一部改正）

第 1 4 条 三次市教育振興基本計画策定委員会設置要綱（令和 5 年三次市教育委員会告示第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「教育委員会文化と学びの課」を「教育部教育企画課」に改める。

別表第 1 委員の項中「地域振興部長」を「地域共創部長」に，「教育委員会教育次長」を「教育委員会教育部長」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 （第 3 条関係）

幹事長	教育部教育企画課長
副幹事長	教育部学校教育課長
幹事	次の課から選出された職員その他委員長が必要と認める職員 経営企画部企画調整課，地域共創部まちづくり交通課，地域共創部共生社会推進課，福祉保健部健康推進課，子育て支援部こども家庭支援課，子育て支援部保育課，教育部社会教育課

（三次市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱の一部改正）

第 1 5 条 三次市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱（令和 5 年三次市教育委員会告示第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「教育委員会学校教育課」を「教育部学校教育課」に改める。

（三次市学芸業務専任職員設置要綱の一部改正）

第 16 条 三次市学芸業務専任職員設置要綱（平成 29 年三次市教育委員会告示第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「教育委員会事務局文化と学びの課」を「教育部社会教育課」に改める。

（三次市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部改正）

第 17 条 三次市地域学校協働活動推進員設置要綱（令和 3 年三次市教育委員会告示第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「教育委員会文化と学びの課」を「教育部社会教育課」に改める。

附 則

この告示は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。